

【訪問看護医療 DX 情報活用加算について】

当事業所は、より質の高い看護の提供を目指し、医療 DX 推進体制を整えております。以下に示す基準等に従い、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」として定められた額を所定額に加算します。

1. 目的

- (1) 電子情報処理組織「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生労働省令第 5 号）第 1 条に規定する」の使用による請求を行います。
- (2) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システム活用により、看護師等がご利用者様の診療情報等を取得及び活用します。
- (3) 健康保険情報と一体化したマイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い看護を提供します。

2. 個人情報の取り扱い

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

3. 資格情報の提供

資格情報の提供はご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

令和 6 年 12 月 1 日
株式会社アイシマ
スカイ訪問看護ステーション